

## 第 13 号議案

小城市こども課バスの管理及び使用に関する規程の一部改正  
について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 6 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

### 提案理由

機構改革による語句の修正を行う。

## 小城市教育委員会訓令第 号

小城市こども課バスの管理及び使用に関する規程の一部を  
改正する訓令

小城市こども課バスの管理及び使用に関する規程（平成 22 年小城市  
教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。小城市教育委員会バスの管理及び使用に関  
する規程

第 1 条中「こども課」を「教育委員会」に改める。

第 2 条中「こども課」を「保育幼稚園課」に改める。

第 5 条第 2 項中「様式第 3 号」を「様式第 2 号」に改める。

第 5 条第 3 項中「こども課長」を「保育幼稚園課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市こども課バスの管理及び使用に関する規程新旧対照表

現行	改正案
<p>小城市<del>こども課</del>バスの管理及び使用に関する規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、小城市<del>こども課</del>が所有するバスの管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理)</p> <p>第2条 バスの管理及び運用に関する事務は、教育委員会<del>こども課</del>において行う。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第4条 (省略) (使用許可申請)</p> <p><b>第5条</b> バスを使用しようとするときは、使用許可申請書(様式第1号)を、施設長が申請し、使用しようとする日の10日前までに教育長の許可を受けなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容等を審査し、必要な説明を求めた上、その使用を許可するときは、申請者に対しバスの使用許可書(様式第3号)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を得た使用期間若しくは時間の変更又は使用の中止をする場合は、直ちに<del>こども課長</del>に連絡しなければならない。</p> <p>第6条及び第7条 (省略)</p>	<p>小城市<del>教育委員会</del>バスの管理及び使用に関する規程 (趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、小城市<del>教育委員会</del>が所有するバスの管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。 (管理)</p> <p>第2条 バスの管理及び運用に関する事務は、教育委員会<del>保育幼稚園課</del>において行う。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第4条 (省略) (使用許可申請)</p> <p>第5条 バスを使用しようとするときは、使用許可申請書(様式第1号)を、施設長が申請し、使用しようとする日の10日前までに教育長の許可を受けなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育長は、前項の申請書が提出された場合は、その内容等を審査し、必要な説明を求めた上、その使用を許可するときは、申請者に対しバスの使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可を得た使用期間若しくは時間の変更又は使用の中止をする場合は、直ちに<del>保育幼稚園課長</del>に連絡しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

